

人工透析患者通院助成事業

◆どんな制度？

タクシー等を使って、人工透析療法を受けるため、医療機関へ通院される場合に、利用券を交付し、その料金の一部を助成します。

◆対象者は？

次の（１）～（４）すべてに該当する方

- （１）じん臓機能障害により身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている方
- （２）人工透析療法を受けるため、医療機関に通院している方
- （３）当該年度の市民税が非課税の方（対象者本人）
- （４）対象者又はその親族等が対象者に係る介護に伴い自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方

◆助成の内容は？

- （１）５００円の利用券を

通院回数が１週間に２回の方は、１か月あたり１６枚

通院回数が１週間に３回の方は、１か月あたり２４枚

交付します。

- （２）自宅から人工透析療法を受けるために通院している医療機関までの片道の利用距離が１０キロを超える場合は、上記（１）の２倍の枚数を交付します。

※タクシー等１回の利用につき、１枚利用できます。（往復で２枚）ただし、利用距離が１０キロを超えた場合は、１回の利用につき、２枚利用できます。（往復で４枚）

※利用券の額を超える分は、利用者負担となります。

◆利用券を使える事業所は？

市に登録しているタクシー事業所、福祉有償運送事業者等

※登録事業所は、利用券を送付する際、一覧表を同封します。

◆利用までの流れは？

- ① 申請（市役所障害者福祉課または、各支所へ）
- ② 審査の上、対象の方には利用券を送付（申請月の翌月分からの交付）

問い合わせ先 福知山市役所障害者福祉課

TEL 24-7017 FAX 22-9073